

別表3 分析方法等

1 公共用水域

区分	項目	河川	海域
		分析 方法	分析 方法
生活環境項目	pH	告示第59号に基づく方法 (規格12.1)	同 左
	BOD	規格32.1及び 告示第59号に基づく方法 (規格21)	—
	COD	告示第59号に基づく方法 (規格17)	同 左
	SS	規格14.1又は 告示第59号に基づく方法(附表8)	—
	DO	告示第59号に基づく方法 (規格32又は隔膜電極法)	同 左
	大腸菌群数	BGLB培地によるMPN法	同 左
	n-ヘキサン抽出物質	規格24.4若しくは 上水試験方法VI-4 28.2又は 告示第59号に基づく方法(附表10)	同 左
	全窒素	規格45.2若しくは 規格45.3又は 告示第59号に準じる方法 (45.4)	同 左 (規格45.4)
	全リン	告示第59号に準じる方法 (規格46.3)	同 左
	全亜鉛	告示第59号に準じる方法 (規格53又は附表9)	同 左 (DDTC抽出法又は固相抽出法)
健康項目	カドミウム	告示第59号に基づく方法 (規格55)	同 左 (DDTC抽出法)
	全シアン	告示第59号に基づく方法 (「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」)	同 左
	鉛	告示第59号に基づく方法 (規格54)	同 左 (DDTC抽出法)
	六価クロム	告示第59号に準じる方法 (規格65.2)	同 左
	砒素	上水試験方法VI-3 17.3及び 告示第59号に準じる方法 (規格61.2又は61.3)	同 左
	総水銀	規格66.1又は 告示第59号に基づく方法(附表1)	同 左
	アルキル水銀	規格66.2又は 告示第59号に基づく方法(附表2)	同 左
	PCB	JIS K0093又は 告示第59号に基づく方法(附表3)	同 左
	ジクロロメタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)	同 左
	四塩化炭素	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左
健康項目	1,2-ジクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2)	同 左
	1,1-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)	同 左
	シス-1,2-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)	同 左

区分	項目	河川	海域
		分析方 法	分析方 法
健	1,1,1-トリクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左
	1,1,2-トリクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左
	トリクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左
	テトラクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)	同 左
康 項 目	1,3-ジクロロプロペン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1)	同 左
	チウラム	環水管第27号・環水規第21号及び 告示第59号に基づく方法 (付表4)	同 左
	シマジン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 告示第59号に基づく方法 (付表5の第1又は第2)	同 左
	チオベンカルブ	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 告示第59号に基づく方法 (付表5の第1又は第2)	同 左
	ベンゼン	上水試験方法VI-4 3.4又は 告示第59号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)	同 左
	セレン	告示第59号に準じる方法 (規格67.2又は67.3)	同 左
	硝酸性窒素	上水試験方法VI-2 12.3又は 告示第59号に準じる方法 (規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5)	同 左
	亜硝酸性窒素	告示第59号に準じる方法 (規格43.1)	同 左
	ふつ素	告示第59号に基づく方法 (規格34.1又は付表6)	—
	ほう素	上水試験方法VI-3 4.2及び 告示第59号に基づく方法 (規格47.1若しくは47.3又は付表7)	—
要 監 視 項 目	クロロホルム	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	—
	トランス-1,2-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	—
	1,2-ジクロロプロパン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	—
	p-ジクロロベンゼン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	—
	イソキサチオン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—

区分	項目	河川	海域
		分析 方法	分析 方法
要	ダイアジノン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	フェニトロチオン (MEP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	イソプロチオラン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	オキシシン銅	環境庁通知に基づく方法 (付表2)	—
監	クロロタロニル (TPN)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	プロピザミド	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	EPN	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	ジクロロボス (DDVP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
項	フェノブカルブ (BPMC)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	イプロベンホス (IBP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	クロルニトロフェン (CNP)	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 環境庁通知に基づく方法 (付表1の第1)	—
	トルエン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	—
目	キシレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法 (JIS K0125の5.1又は5.2)	—
	フタル酸ジエチルヘキシル	上水試験方法VI-4 14.3及び 環境庁通知に基づく方法 (付表3の第1又は第2)	—
	ニッケル	規格59.2又は環境庁通知に準じる方法 (規格59.3又は付表4若しくは付表5)	—
	モリブデン	環境庁通知に準じる方法 (規格68.2又は付表4若しくは付表5)	—

区分	項目	河川	海域
		分析 方法	分析 方法
要 監 視 項 目	アンチモン	環境庁通知に準じる方法又は (規格62.2又は付表6) 環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表5の第1、第2又は第3)	—
	塩化ビニルモノマー	環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表1)	—
	エピクロロヒドリン	環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表2)	—
	1,4-ジオキサン	環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表3の第1又は第2)	—
	全マンガン	環境省通知(ロ)に基づく方法 (規格56.2、56.3、56.4又は56.5)	—
	ウラン	環境省通知(ロ)に基づく方法 (付表4の第1又は第2)	—
	フェノール	環境省通知(イ)に基づく方法 (付表1)	—
	ホルムアルデヒド	環境省通知(イ)に基づく方法 (付表2)	—
特 殊 項 目	クロム	告示第64号に基づく方法 (規格65.1)	—
	銅	告示第64号に基づく方法 (規格52.2、52.3、52.4又は52.5)	—
	鉄	告示第64号に基づく方法 (規格57.2、57.3又は57.4)	—
	マンガン	告示第64号に基づく方法 (規格56.2、56.3、56.4又は56.5)	—
	フェノール類	告示第64号に基づく方法 (規格28.1)	—
そ の 他 の 項 目	アンモニア性窒素	規格42に準じる方法	同 左
	無機性リン	規格46.1.1に準じる方法	同 左
	陰イオン界面活性剤	規格30.1に基づく方法	—
	濁度	上水試験方法IV-1 3.3.3又は3.3.4に基づく方法	同 左
	電気伝導度	規格13に基づく方法	同 左
	C1イオン	河川水質試験方法(案)45 参考法2又は JIS K0101の32に基づく方法	同 左
	クロロフィルa	上水試験方法VI-4 20.2又は27.2に準じる方法	同 左
トリハロメタン生成能	告示第30号に基づく方法	—	
一 般 項 目	気温	規格7.1に基づく方法	同 左
	水温	規格7.2に基づく方法	同 左
	外観	規格8に準じる方法	同 左
	臭気	規格10に準じる方法	同 左
	透視度	規格9に基づく方法	同 左
	透明度	—	海洋観測指針による方法

- 注) 1: 「JIS」とは、『日本工業規格』をいう。  
2: 「規格」とは、『日本工業規格K0102』をいう。  
3: 「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)をいう。  
4: 「告示第64号」とは、『排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法』(昭和49年9月30日環境庁告示第64号)をいう。  
5: 「告示第30号」とは、『特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法施行規則第五条第二項に基づく環境大臣が定める検定方法』(平成7年6月16日環境庁告示第30号)をいう。  
6: 「環境庁通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について』(平成5年4月28日環水規第121号環境庁水質保全局水質規制課長通知)をいう。  
7: 「環境省通知(イ)」とは、『水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正する件の施行等について』(平成15年11月5日環水企発第031105001号・環水管発第031105001号環境省環境管理局水環境部長通知)をいう。  
8: 「環境省通知(ロ)」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)をいう。  
9: 「環水管第27号・環水規第21号」とは、『環境庁長官が定める排水基準に係る検定方法及び水質汚濁防止法施行規則第6条の2に基づき環境庁長官が定める検定方法について』(平成6年1月25日環水管第27号・環水規第21号環境庁水質保全局水質管理・水質規制課長連名通知)をいう。  
10: 特殊項目の鉄、マンガンについて国土交通省及び京都市は溶解性鉄、溶解性マンガンを実施

## 2 地下水

区分	項目	分析方 法
環	カドミウム	告示第10号に基づく方法 (規格55)
	全シアン	告示第10号に基づく方法 (「規格38.1.2及び38.2」又は「規格38.1.2及び38.3」)
	鉛	告示第10号に基づく方法 (規格54)
	六価クロム	告示第10号に準じる方法 (規格65.2)
	砒素	上水試験方法VI-3 17.3及び 告示第10号に準じる方法 (規格61.2又は61.3)
	総水銀	告示第10号に基づく方法 (告示第59号の付表1)
	アルキル水銀	告示第10号に基づく方法 (告示第59号の付表2)
境	PCB	告示第10号に基づく方法 (告示第59号の付表3)
	ジクロロメタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
	四塩化炭素	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
基	1,2-ジクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2)
	1,1-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
準	シス-1,2-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
	1,1,1-トリクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
項	1,1,2-トリクロロエタン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
	トリクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
	テトラクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5)
目	1,3-ジクロロプロペン	上水試験方法VI-4 3.4及び 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.1)
	チウラム	環水管第27号・環水規第21号及び 国時代10号に基づく方法 (告示第59号の付表4)
	シマジン	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 告示第10号に基づく方法 (告示第59号の付表5の第1又は第2)

区分	項目	分析方法
環境基準項目	チオベンカルブ	JIS K0128及び 上水試験方法VI-4 2.2並びに 告示第10号に基づく方法 (告示第59号の付表5の第1又は第2)
	ベンゼン	上水試験方法VI-4 3.4又は 告示第10号に基づく方法 (JIS K0125の5.1、5.2又は5.3.2)
	セレン	告示第10号に基づく方法 (規格67.2又は67.3)
	硝酸性窒素	上水試験方法VI-2 12.3及び 告示第10号に準じる方法 (規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5)
	亜硝酸性窒素	告示第10号に準じる方法 (規格43.1)
	ふっ素	告示第10号に基づく方法 (規格34.1又は告示第59号の付表6)
	ほう素	上水試験方法 VI-3 4.2及び 告示第10号に基づく方法 (規格47.1若しくは47.3又は告示第59号の付表7)
要監視項目	トランス-1,2-ジクロロエチレン	上水試験方法VI-4 3.4及び 環境庁通知に基づく方法(JIS K0125の5.1又は5.2)
	ニッケル	規格59.2又は 環境庁通知に準じる方法 (規格59.3又は付表4若しくは付表5)
	アンチモン	環境省通知に基づく方法 (付表5の第1、第2又は第3)
その他	pH	規格12.1に基づく方法

- 注) 1: 「JIS」とは、『日本工業規格』をいう。  
2: 「規格」とは、『日本工業規格K0102』をいう。  
3: 「告示第59号」とは、『水質汚濁に係る環境基準について』(昭和46年12月28日環境庁告示第59号)をいう。  
4: 「告示第10号」とは、『地下水の水質汚濁に係る環境基準について』(平成9年3月13日環境庁告示第10号)をいう。  
5: 「環境省通知」とは、『水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について』(平成16年3月31日環水企発第040331003号・環水土発第040331005号環境省環境管理局水環境部長通知)をいう。